

青年国際交流事業に関する検討会の開催について

〔平成25年4月23日
内閣府特命担当大臣決定〕

1 趣旨

内閣府の青年国際交流事業に関し、これまでの事業の実績と国内外の情勢を踏まえ、今後の事業の在り方について検討するため、青年国際交流事業に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成員

- (1) 検討会は、別紙に掲げる有識者をもって構成し、内閣府特命担当大臣（青年国際交流担当）（以下「大臣」という。）が開催する。ただし、大臣は、必要と認める場合、構成員を追加することができる。
- (2) 大臣は、有識者の中から、検討会の座長を依頼する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、その他の関係者の出席を求めることができる。

3 検討会の庶務

検討会の庶務は、子ども若者・子育て施策総合推進室において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。